令和８年（フ）第１３２０号
札幌市手稲区西宮の沢２条４丁目８番20号　ルミエール西宮の沢201号
債務者　玉井　聖也
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３７号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番18―607号
債務者　坂野　嘉彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４４号
札幌市北区北37条西８丁目３番１―210号
債務者　熊木　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３５４号
札幌市豊平区美園７条５丁目３番23―206号
債務者　本田徳進ジャーマイヤ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４１９号
札幌市南区川沿14条１丁目５番１号　晴生会さっぽろ病院、住民票上の住所札幌市中央区南12条西16丁目３番28号　パロニイ305号
債務者　風間　　均
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２５号
札幌市白石区本通14丁目南１番18―202号
債務者　伊藤めぐみ
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７３号
札幌市中央区宮の森１条３丁目１番３―302号
債務者　櫻井　　仁
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８０号
札幌市白石区川北2272番地９　静心寮
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３５号
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番５―503号
債務者　菊地　寿恵
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１４号
北海道旭川市永山４条４丁目１番９号　ミユキマンション２ＦＢ
債務者　晴柀　勝彦
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字寺家町甲167番地
債務者　原　　隆司
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第８０号
茨城県日立市十王町伊師3935番地３
債務者　荒蒔かれん
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第１６４号
群馬県高崎市金古町2031番地５
債務者　上野　晴生
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１７８号
さいたま市緑区道祖土２丁目３番17―501号
債務者　新井　美香
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２００号
埼玉県川口市大字安行原2779番地の２
債務者　平澤よし江
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２３４号
さいたま市中央区鈴谷５丁目９番28号　南与野ガーデン
債務者　野村　千好
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第３４７号
埼玉県八潮市大字大原497番地１　シュヴァルブラン白馬105
債務者　柴田　和雄
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係